

ぐんま自治研ニュース

No.139

2019年9月17日発行

- | | | | |
|---|--|-------|----|
| 1 | 地方税源の確保・充実と地方交付税の検証 | 編集部 | 01 |
| 2 | 群馬県議会報告
自治労群馬県本部特別中央執行委員
群馬県議会議員 | 八木田恭之 | 06 |
| 3 | 前橋市議会報告
自治労群馬県本部特別中央執行委員
前橋市議会議員 | 三森 和也 | 10 |
| 4 | 高崎市議会報告
自治労群馬県本部特別中央執行委員
高崎市議会議員 | 荒木 征二 | 12 |
| 5 | 2019（平成31）年度当初予算（普通会計）のあらまし | 編集部 | 17 |
| 6 | 一般財団法人 群馬県地方自治研究センター入手資料 | | 21 |

地方税源の確保・充実と地方交付税の検証

編集部

一般財源総額の確保・充実を

2019年6月に閣議決定された「骨太方針2019」では、2020～2021年度の地方一般財源総額について、「2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされました。2019年度の一般財源は保育の無償化の地方負担分などもあり、2018年度よりも約6,000億円増えています。今後さらに、社会保障費を中心に、地方の支出の増加が見込まれていることから、2019年度の地財計画の水準を最低限として、2020年度の地方財政計画の策定にあたっては、地方の財政需要に対応した一般財源総額の確保・充実を求めていく必要があります。

具体的な実現すべき項目

政府予算や地方財政計画・地方財政対策、税制改革に対して、地方の財政需要に対応した一般財源総額の確保・充実が必要であり、下記の事項の実現が求められます。

- ① 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- ② 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこ

と。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実にすることは。

- ③ 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保をはかること。
 - ④ 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
 - ⑤ 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。また、地方創生関連の「地域の元気創造事業費」の地方交付税算定において、職員削減率の指標を反映させていることは地方自治体の人員不足の現状に反していることから、早急に見直すこと。
 - ⑥ 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増加させるよう見直しを進めること。
 - ⑦ 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
- 同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
- ⑧ 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の

算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮し段階補正の強化などの対策を講じること。

- ⑨ 依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- ⑩ 新基準に基づく「ふるさと納税」について、各自治体への影響について調査を実施すること。
- ⑪ 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。
- ⑫ 政府は健康保険のオンライン資格確認の導入により、マイナンバーカードの取得を進めようとしていることから、今後、自治体や共済組合などでの事務量増大が想定され、円滑な事務対応にかかる必要な財源を確保すること。

地方議会の意見提出権

地方自治法 99 条では、議会の意見提出権が定められており、自治体公益に関係するすべての事項に関する意見を国会または関係行政庁に提出できることになっています。

意見書は、幅広い意見（交付税を含めた地方財源の総額確保等）を提出可能で、提出先は幅広いものです。ただし、受理団体は、意見書の提出を受理する義務はありませんが、回答等の義務はなく、議会意見の提出件数・内容の把握が難しいなどデメリットがありますが、地方議会の意見を提出できる権利です。

意見書採択に取り組む意義

政府予算編成スケジュールは、6月の「骨太方針」等で政府全体の基本的な方針が示され、年末の財務省・総務省との協議で地方財政対策と翌年の地方財政計画

が策定されることになります。そのため、政府の予算編成のスケジュールに合わせて、地方財政確立の取り組みを進めることが重要です。

意見書採択を行う目的は、各地の地方議会から、地方財政と社会保障の重要性を直接国に訴えるために行うものであり、一つでも多くの地方議会で採択を進めることを通じ、地方財政の確立をめざすものです。

また、例えばトップランナー方式の対象となる業務の選定について、総務省は、当初、図書館・博物館・公民館・児童館等の管理に対し、基準財政需要額の算定を指定管理者制度の導入によって行うことを検討していましたが、2016年には、「地方団体等の意見を踏まえ、導入を見送る」としました。「地方の声」を国に対して示すことは、地域の公共サービス水準を守ることに直結します。

幼児教育・保育の無償化については、2019年度の地方負担分は国からの臨時交付金で対応し、2020年度は地方負担分を地方財政計画の歳出に計上し、一般財源総額を増額確保し、地方交付税でも基準財政需要額に算入することとなっています。本来は国費で負担すべき事業ですが、地方負担分について一定の財源は確保されたといえます。しかし、無償化に伴い保育に対する需要が拡大し、待機児童の増加などが予想され、各自治体ではこれまで以上に保護者への対応や保育士の確保などの業務が必要とされることから、地方の事務負担や財政負担について今後も注視し、国に必要な対策を求めていく必要があります。

2019年度の地方財政計画の状況

2019年度の地方財政計画の歳出は、18年度に比べると2.7兆円増の89.6兆

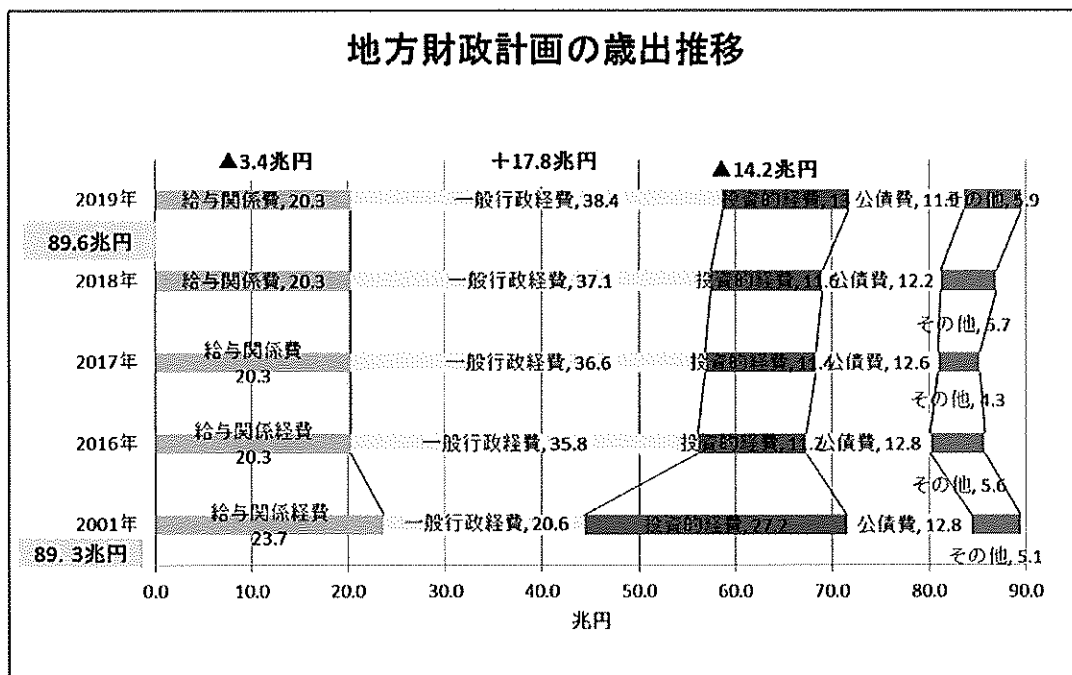
円となり、過去最高となりました。(下図参照)。

これは保育の無償化や消費税増税対策費などの国の政策に伴う支出が増大した結果と言えます。ほぼ同額である 2001 年との推移をみると、社会保障費の拡大に伴って一般行政経費が大幅増 (+17.8 兆円) となっています。それに対して、給与関係経費、投資的経費が縮小し、この削減で歳出の伸びを吸収・抑制しています。

さらに一般行政経費を補助分と地方単独分を分けて比較すると、国の政策に伴う社会保障費を含む補助分が大きく増える一方で、地方の裁量が発揮できる地方

単独分の伸びは抑えられています。自治体の裁量で使える財源がどの程度かが重要な検証項目です。

自治体側からみれば、国の補助がなくても法令で実施が求められている各種事業である地方単独分の経費が増大しているにも関わらず、地方単独経費は横ばいのため、人員を抑制して、臨時・非常勤等職員などで対応をしているのが実態です。このため、単独事業分を含めて地方自治体の財政需要を的確に把握して、これに見合う地方財政計画と必要な一般財源総額の確保を求めていく必要があります。



地方公務員数の推移

給与関係経費での計画人員を分析すると、一般行政職員に該当する「その他一般職員」は 18 年度よりも増加しています。これは児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増員を含んでいます。「その他一般職員」の計画人員を見ると、2016 年度を底にして、上向き傾向になっています。この傾向を踏まえれば、各自治体

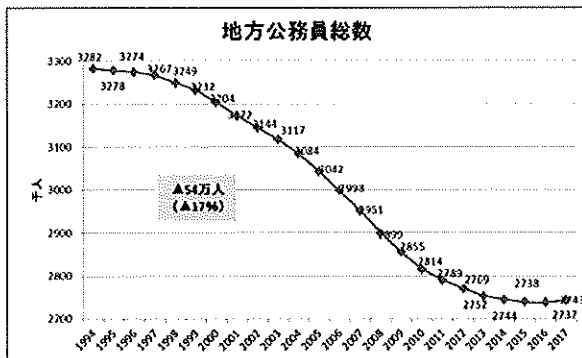
での人員増を求めていく必要があります。総務省の「地方公共団体定員管理調査」でも、地方公務員数の減少傾向には、この間一定の歯止めがかかっており、一般行政部門については 2015 年度より増員に転じています。さらに、地方公務員総職員数でも 2017 年に前年比で 5,333 人増えて、約 274 万人となり、23 年ぶりに増加しています。

しかし、地方公務員の数は、ピーク時

の 1994 年の 328 万人と比較し、大幅に減少しています。増大する地方自治体の業務を大幅に削減された人員で支える構造となっています。

地方自治体は、社会保障をはじめ、対人サービスの多くを担っており、増大するサービスを提供するためにも人員の確保が不可欠です。総務省・地方財政審議会がまとめた報告書においても、「少子高齢化への対応、児童虐待の防止、地方創生などに取り組む人材を確保する必要がある。また、大規模災害の発生時に十分な職員派遣ができる体制の整備、消防防災体制の充実も必要であり、この状況を踏まえた適切な対応が求められる」旨の見解が示されています。

また、雇用を通じた地域経済活性化の面においても地方公務員をはじめ公共サービス人材の確保は、有効な対策であり、これを削減することは政府が推奨する「まち・ひと・しごと創生」に逆行するものです。



地方交付税制度の概要

地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化について、令和元年度の普通交付税の算定結果が出ましたので、以下に制度の概要と特徴を見ていきます。

地方交付税は、本来地方の税収入とすべきですが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持しうるよう財源保障する見地か

ら、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である」(固有財源)という性格をもっています。

総額は、取得税・法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 22.3%、地方法人税の全額とされ、種類は、普通交付税(交付税総額の 94%)および特別交付税(交付税総額の 6%)とされています。

普通交付税の額の決定方法は、下式のとおりです。

- ① 各団体の普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額
- ② 基準財政需要額 = 単位費用 (法定) × 測定単位 (国調人口等) × 補正係数 (寒冷補正等)
- ③ 基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率 (75%)

<地方交付税の仕組み>

基準財政需要額	A市	基準財政需要額	100億円
基準財政収入額	A市	40億円	60億円
		基準財政収入額	20億円
		普通交付税	標準的な地方税収入見込額
			80億円
			留保財源

なぜ地方交付税が必要か

地方交付税は、一般的には財政調整制度と呼ばれています。財政調整とは、各自治体の財政力格差を是正する様々な制度のことです。地方交付税は、自治体間の税収格差を是正するものであり、狭義の財政調整制度です。

機能としては、自治体間の税収格差を是正する「財源調整」と、通常の経費に見合った一般税源を保障する「財源保障」があります。財源保障機能としては、地方自治体の財源が全国的な総額として保障されることと、個々の自治体において必要な財源が保障されるという二つの側面を含みます。まずは、総額確保が優先

され、その後7月ごろに各自治体への交付額が決定されますが、本年は7月23日に決定されました。

地方公共団体は、基礎的な行政機関としての機能や運営など多くの分野で均一的な一定以上水準の行政サービスが求められますが、財政力が低い自治体で高税率、高い自治体で低税率の課税がされた場合、個人や法人にとって、不公平が生じ、高税率の自治体からの流失が起きる懸念が出てきます。人々がどこに居住しても標準的な公共サービスが保守されるべきであり、その意味でも財政調整機能である地方交付税は必要です。

総額決定

個別地方自治体の財源保障も重要ですが、必要な総額が確保されなければすべての地方自治体の一般財源を保障することは不可能です。

この財源保障に影響を与えるものが地方財政計画です。国が年度当初に政策方針を反映させつつ、標準的な地方財政の姿を想定して策定する見込み額です。

国の7月から8月の予算編成と並行して総務省が国の事業展開や標準的な財政運営に必要な一般財源などを積算します。と同時に、地方税や地方交付税の収入見込みを立てて、財源不足額を明らかにします。予算編成の最終段階の12月ごろ財源不足補填策を決めますが、それが地方財政対策で、地方財政規模の大枠が決まります。

基準財政需要額・収入額

地方交付税には、本体にあたる普通交付税と、普通交付税の算定に反映されない特別の財政需要（災害によるものなど）に対応する特別交付税があります。

普通交付税の配分額は、基準財政需要額－基準財政収入額で、財源の不足額相当にあたり、総額の94%です。基準財政需要額は、個々の地方自治体の区域における経済的・社会的・地理的諸条件を踏まえ、自治体が合理的かつ妥当な水準の公共サービスを担うために必要な一般財源の額です。算定は、都道府県分、市町村分に分かれ、経費項目ごとに、単位費用と測定単位と補正係数をかけ合わせて総額を積算します。

基準財政収入額は、地方税、地方贈与税、その他の一般財源が算定の基礎となり、個々の地方自治体の課税努力に影響されず、標準的な地方税収入をもってとらえます。税収見込み額の75%（基準税率）に留保財源を加えた額を標準的な地方税収入見込み額としています。

不交付団体の状況と算定方法の改正点

基準財政収入額が基準財政需要額を上回る地方自治体、つまり財源不足額が生じない団体は、普通交付税の配分を受けません（不交付団体）。令和元年度の不交付団体は、県内では大泉町1団体のみで、全国では86団体（交付：1,679団体）です。普通交付税の減少は7団体（太田市、館林市、神流町、南牧村、高山村、板倉町、明和町）でした。全国の交付税総額は、15兆2,100億円（前年度より1,620億円、1.1%増）でした。

主な算定方法の改正点は、「まち・ひと・しごと創生事業費」にかかる算定、児童虐待防止対策の強化、環境性能割の臨時的軽減に伴う地方特例交付金の創設があります。

地方交付税算定に関する意見書

地方交付税法17条の4では、地方公共

団体から総務大臣に対して、地方交付税算定に関する意見申出権を定めています。意見提出を受けた場合は、誠実に処理しなければならず、処理の結果を地方財政審議会に報告しなければなりません。

地方交付税の算定について、地方団体の意見をよりの確に反映するとともに、その過程をより明らかにするために 2000 年から施行されています。以下に改善されるべきと考えられる事項を記載します。

①総括的事項

- ・社会保障充実のための財源措置を含めた一般財源総額を確実に確保すること
- ・トップランナー方式による交付税算定への反映は廃止すること
- ・まち・ひと・しごと創生事業費について現行水準を確保しつつ、経常的に必要な経費に振り替えること
- ・交付税算定にあたり、「基金残高」を理由とした交付額の削減等の措置を行わないこと

②単位費用に関する事項

- ・地方公務員給与費を十分に確保するとともに、適正な根拠により算出すること

- ・林地台帳整備のための自治体の体制整備など、森林吸収財源対策等の推進に係る単位費用を拡充すること
- ・包括算定経費については、予見可能性に十分に配慮するとともに、人口・面積等を適正に反映するものとする
- ・地域の公共交通の維持・確保のための費目を設定すること
- ・マイナンバー制度の円滑・安全な運用のための人的体制整備のための費用を拡充すること

③補正係数に関する事項

- ・段階補正および人口急減補正を存続するとともに、適正水準を確保すること
- ・人件費削減などの行革指標に基づく交付税算定（インセンティブ改革）は行わないこと
- ・合併算定替えについては、市町村合併に伴う行政区域の広域化に応じ、補正を見直すこと
- ・人口減少等特別対策事業費については、「取組の成果」のウエイトを拡大しないこと

群馬県議会報告

自治労群馬県本部特別中央執行委員
群馬県議会議員 八木田 恭之



はじめに

4月の統一自治体選挙の最初である群馬県議会議員選挙において、皆さまのご支援をいただき、わずか1期の太田市議会経験しかない私を県議会に送っていただきました。前任である組織内黒沢孝行県議の後継として、県議会において活動ができることにあらためて感謝申し上げます。

県議の今任期は4月30日からでしたが、連休明けの5月8日初当庁のセレモニーがあり、翌週15日から6月11日を会期に、令和元年群馬県議会第2回定例会が行われましたので、今回報告いたします。太田市議会から群馬県議会へと活動の場は変わりましたが、自治労群馬県本部特別中央執行委員として自治労組織と連携し、組合員の代表として全力で取り組む決意であります。引き続き皆様の

ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

所属会派・委員会

(1) 所属会派

黒沢孝行県議の後継として、同じ自治労組織内の後藤克己県議が代表となった「リベラル群馬」に所属し、連合群馬推薦の6名での活動となりましたが、他の連合群馬推薦議員3名は別会派をつくり活動することとなりました。

(2) 所属委員会

初めての所属委員会は、5つある常任委員会のうち文教警察常任委員会に決まり、教育委員会と警察・公安委員会に関する事務事業を所管することになりました。

また、3つ設けられた特別委員会のうち、「外国人との共生に関する特別委員会」に所属となり、入管法改正によりさらに外国籍の労働者が増えることとされる状況のなかで、外国人労働者への対応、外国人住民の生活支援、外国人材の活躍推進、外国人児童生徒の教育に関する事など、多文化共生への課題を調査することになります。

私の選挙区太田市では、市立養護学校の県立特別支援校への移管や義務教育学校開設などの課題を抱えており、外国人との共生については、外国人集住都市会議の構成都市として様々な取り組みを行っていることから、タイムリーであり、地域特性に合った委員会活動を生活者・勤労者の視点でできればと考えています。

令和元年第2回定例会

令和元年第2回定例会は、5月15日

(水) から6月11日(火) までの28日間にわたって開催されました。

議案は、知事から上信自動車道や西毛広域幹線道路等の整備に係る経費など、当初予算編成後に内示があった国庫補助事業について予算化し、合計で176億4,224万円の増額となる一般会計補正予算や防災ヘリコプターの新機体の購入契約、監査委員の選任など計12議案が提出されました。また、議員提出議案として、特別委員会の設置に係る議案、委員会提出議案として、天皇陛下の御即位に祝意を表する賀詞の計2議案が発議されました。

開会日には、議長・副議長の選挙、議会運営委員の選任、特別委員会の設置が行われ、開会2日目に常任、特別などの各委員会委員の選任が行われました。

質疑及び一般質問は、5月24日、27日、29日の3日間、12人の議員により行われ、県政全般について活発な議論が交わされました。内容は、退任が決まった大澤知事の最後の県議会ということもあり、大澤県政への実績確認と評価、今後の県政展望が特徴的でした。私は、初めての県議会のため勉強させていただきましたが、リベラル群馬からは2名が登壇し、その中で太田市に建設中の東部児童相談所開設に関し、市町村との連携について質問に取り入れていただきました。

常任委員会・特別委員会は、6月3日から6日の間に開催され、付託議案や所管する事項などについて審査・調査を行いました。

所属する文教警察常任委員会では、付託議案の審査や所管事項への質疑が行われました。付託議案審査は、第90号議案「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う関係条例の整備に関する条例」及び第2号「専決処分の承認について」で、審議・採決の結果、全会一致

で原案のとおり可決・承認すべきものと決定しました。

このほか、委員会の所管事項について各般の議論が行われ、通告すれば自由に質疑できるとのことから、私は、教育委員会関係では、自治労組織と群馬県教職員組合と連携し、警察本部関係では地域要望や市議会での課題を中心に次の内容で質疑を行いました。また、外国人との共生に関する特別委員会においても次の内容で質疑を行いました。

(1) 教育委員会関係

- ① 教職員の多忙化解消と新学習指導要領、働き方改革について
- ② 会計年度任用職員制度運用について
- ③ 太田市立太田養護学校の県立移管について

(2) 警察本部関係

- ① 道路標示の補修について
- ② 大型車の通行規制について
- ③ 高齢運転者の交通事故防止について

(3) 外国人との共生に関する特別委員会

- ① 外国人住民の生活支援と外国人材の活躍推進について
 - ・緊急通報に対する多言語対応状況
 - ・外国人ワンストップ窓口での2市1町と県の連携、自治体支援策
 - ・通訳・翻訳業務への外国人材の活躍推進策
- ② 外国人児童生徒の教育について

6月11日の閉会日には、常任委員会の審査結果などが各委員長から報告された後、議案及び請願について討論と採決が行われました。知事から提出された12議案は、すべて可決・承認・同意され、また、議員及び委員会から発議された2議案も可決されました。

外国人との共生に関する 特別委員会の県外調査

令和元年7月24日(水)～26日(金)の3日間、外国人との共生に関する特別委員会の県外調査が行われ、初めての県外調査に参加しました。調査先、内容は次のとおりでした。

(1) 学校法人神野学園中日本自動車短期大学(岐阜県加茂郡坂祝町)

中日本自動車短期大学は、昭和42年2月に設立、国内外に通用する自動車技術者の育成機関として、1級、2級自動車整備士の資格取得を目的とした知識・技術習得だけでなく、常に時代が求める人づくりを意識した教育を実践している。この大学は、日本随一の自動車整備士養成大学として、自動車工学科のほか4つの学科・専攻科が設置され、特に留学生別科を設置し、中国・ベトナムをはじめとする海外からの留学生を積極的に受け入れ、自動車整備技術の習得に必要な日本語能力と自動車工学の予備知識を獲得させる学習環境を整備している。また、学内に「留学生センター」を設置し、留学生が充実した留学生活を送れるようサポートに取り組んでいる点は進んでいる。外国人材の活躍推進の観点から、平成31年4月改正入管法施行に伴い、新たな外国人材の受入れが始まっている状況下で、中日本自動車短期大学の取り組みは今後必要となると思われる。

(2) 浜松市外国人学習支援センター・学校法人ムンド・デ・アレグリア学校(静岡県浜松市)

外国人住民への生活支援及び外国人児童生徒への教育の事例として、両施設を調査した。

浜松市外国人学習支援センターは、平成22年1月に開設された、外国人の

子どもから大人までを対象に、地域ボランティアと連携して「学習」と「交流」を総合的に行っている学習支援施設であり、外国人学校への日本語教師派遣や様々な国の外国人コミュニティと協力して、地域における日本語教室などを開催し、多文化共生の実現に向けて取り組んでおり、今後本県でも必要なものと感じた。

また、学校法人ムンド・デ・アレグリア学校は、平成 16 年 12 月に南米系外国人学校としては全国で初の各種学校の認可を受け、さらに平成 17 年 8 月に学校法人の認可を受け、「授業料を安くし、経済的理由での不登校児童をなくすように努める。」などの理念のもと、「母語教育」で「豊かな心」を育み、「考える力」を、日本語教育で「生きる力」をつけることを教育目標に学校運営を行っている。

(3) 公益財団法人浜松国際交流協会・浜松市多文化共生センター（静岡県浜松市）

公益財団法人浜松国際交流協会は、昭和 57 年 12 月に浜松国際交流協会として設立され、市民レベルでの国際交流及び多文化共生の推進母体として、「多文化共生のまちづくり」、「グローバル人材の育成」、「国際ボランティア・市民活動支援」及び「情報提供」の 4 つの自主事業を柱に、各種相談・講座等を実施するなど多文化共生社会の実現に向けて取り組んでいる。

また、浜松市多文化共生センターは、浜松市の委託を受け、「相談・情報提供」、「地域共生」、「多文化防災」、「人材育成」、「多様性を生かしたまちづくり」、「多文化共生活動支援」の 6 事業を柱に、多言語による生活相談、関係機関と連携したワンストップ相談等を実施するなど、外国人にもわかりやすいまちづくりを支援している。

外国人住民への支援の観点から、浜松市は政令指定都市であり、外国人集住都市会議の中核である先進自治体の取り組みとして、本県の参考事例となるものとする。

(4) 中央省庁（総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、警察庁）

日本に在留する外国人が約 273 万人（平成 30 年 12 月末）と過去最高となる中、新たな外国人材の受入れに対応するため、平成 30 年 12 月 8 日に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、平成 31 年 4 月 1 日に施行された。これによって、新たな在留資格による外国人材の受入れが開始され、今後も在留する外国人が増加していくことが見込まれており、国において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、これから様々な施策が推進されようとしている。そこで、特別委員会として、外国人労働者への対応及び外国人住民の生活支援の観点から、中央省庁における新たな外国人材の受入れについて等の取り組みについて説明を受け、意見交換を行った。

今回の調査は、内容が盛りだくさんであり、時間が足りないような中での 3 日間でしたが、群馬における外国人との共生を考えるうえで参考となるものでありました。

組織内議員として

今後の地方自治体は、少子高齢化による人口減少により縮小の時代を迎えるとされます。その中で、地域で働く人、生活する人の声を受け止め、住み続けられる地域社会を次の世代につなぐことが私の目標です。そのためには、地域公共サービス体制の維持が必要であり、公共サー

ビスの担い手である自治体で働く人々を守ることが市民のためであるとの考えで、自治労組織内議員として県議会で活動できるよう取り組む所存です。

自治労群馬県本部に結集する単組・組合員の皆様のご理解とご指導・ご支援をお願い申し上げ、初めての群馬県議会での活動報告とさせていただきます。

前橋市議会報告

自治労群馬県本部特別中央執行委員

前橋市議会議員 三森 和也



平成 31 年第 1 回定例会

平成 31 年第 1 回定例会、総括質問では、『本市職員の働き方』に関し質問を行いました。

1. 「前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正」について

①質問趣旨 職員労働組合と事前協議の上定めるべき。

答弁趣旨 職員労働組合の意見も聞きながら取り組んでいきたい

②質問趣旨 継続的な定員管理計画による定員削減等、一人一人の業務量は増えていると仄聞している。サービス残業があってはならないが、その対策の現状。

答弁趣旨 毎週水曜日のノー残業デーに職員労働組合とともに労働安全衛生委員会として不定期に職場巡回の他、今後も職員の意識啓発や勤務時間の弾力的運用、事務事業の見直し、適正な人員配置等行う。

③質問趣旨 事務の平準化が難しい専門職等に時間外勤務が偏る傾向との答弁であるが、今後の対応。

答弁趣旨 業務量の増加や臨時的な政策課題の見込まれる職場について、増員に努めている。今後も引き続き時期定員計画の中で職員が働きやすい環境を目指し、庁内各部のヒアリング等を通じて、業務量の状況等を

踏まえた人員配置、適正な定員管理に努める考え。

④質問趣旨 確認、質問。前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 10 条、「公務のための臨時の必要がある場合においては時間外勤務を行わせることができる」旨記載あり。「臨時とはどのような業務を想定しているのか」「必要に応じて組合とは協議を行っているのか」。

答弁趣旨 勤務時間外に行われる事業、正規の勤務時間内に処理が困難であり、公務上必要性が認められる業務命令。

このような、時間外勤務の具体的な業務内容について、必要に応じて協議を行って参りたい。

⑤質問趣旨 時間外勤務の上限に関し、月 100 時間以上はありえないと考えるが、国家公務員に対する人事院規則では、他律的業務の比重が大きい職場は月 100 時間未満、年 720 時間以下などである。「他律的業務の比重の高い部署」の考え方。

答弁趣旨 他律的業務の定義は、業務量、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項をみずから決定することが困難な業務とされている。総務省の例示では、地域住民との折衝等に従事するなど業務の量や時期が任命権者の枠を超えて他律的

に決まる比重が高い部署が該当し得る。

本市においても、原則的に1ヶ月45時間、かつ1年360時間と考えている。国等の見解を確認しながら、他律的な業務の比重の高い部署は最小限となるよう、慎重に検討していく考え。

2. 現業職である技能労務職について

①質問趣旨 平成18年から採用がない状況から平成30年度採用募集再開し、採用再開に至った。技術の継承や年齢バランスの観点から早期再開について、長年市民フォーラムで求めてきた。再開に至った経過、現業職が必要とされる職場は。

答弁趣旨 新規採用見合わせで職員の高齢化が進み、年齢構成や技能・技術力の継承に課題。組合との協議を経て、技能労務職場のあり方に関する方針決定。この方針は10年期間。直営体制維持すべきとした職場、業務が今後技能労務職を必要とする職場、業務。

②質問趣旨 次年度以降の技能労務職の採用継続。

答弁趣旨 今後10年間の技能労務職の定年退職者数から採用継続の必要があるとの見通し。

3. 育児休業について、介護休暇について

①質問趣旨 育児休業、男性の取得率が低い状況を踏まえ、取得しやすい環境づくり

	女性	男性
平成27年度	79名	0名
平成28年度	78名	3名
平成29年度	88名	3名

答弁趣旨 1ヶ月以内の取得の場合などは昇格への影響をなくすことを来月4月1日から行うこととなっている。

②質問趣旨 介護休暇、平成27年度1名、28年度1名 29年度3名、取得しやすい環境づくり。

答弁趣旨 1ヶ月以内の取得の場合などは昇格への影響をなくすことを来月4月1日から行うこととなっている。

4. 障害者雇用について

①質問趣旨 ハード面の整備とともに、今後障害者が担う業務の整理や人的サポート体制等のソフト面の整備、障害種別にかかわらず、障害特性に応じた受け入れ体制整備の一層の促進。

答弁趣旨 障害の種別や程度に応じた合理的配慮が必要。新年度から障害者に特化した専任の担当を配置。

令和元年第2回定例会

また、令和元年第2回定例会、総括質問では、「会計年度任用職員制度」について質問を行いました。

制度の趣旨に沿った運用で、正規職員の労働条件と均衡をはかるための処遇改善をはかるべきと求め、概要等について質問。また、中小企業支援の「事業継承」についても取り上げました。

今後、当局に「会計年度任用職員制度」条例案提出とあわせ、労働環境等について、さらに具体的に取り上げるつもりです。

平成30年第1回定例会

また、平成30年第1回定例会の教育福

社常任委員会では、以下項目の質問を行いました。

- ①地域医療推進事業
- ②休日当番医制度
- ③後期高齢者医療保険事業
- ④介護保険特別会計「介護職員の処遇改善」「介護離職対策」「地域ケア会議推進事業」
- ⑤小中学校における空調設備設置促進
- ⑥共同調理場の備品整備

⑦学校保健事業、学校における治癒証明書の取り扱い

⑧保育所におけるおむつ持ち帰りの今後の対応

今後、総括質問等で保育所に関し、労働環境等について取り上げていきたいと考えています。

引き続き、協力議員として、情報交換しながら取り組んでまいりますのでどうぞ、よろしくお願いいたします。

高崎市議会報告

自治労群馬県本部特別中央執行委員
高崎市議会議員 荒木 征二



高崎市議会議員としての1期目が3ヶ月経過しました。この間、定例会を1回、常任委員会を3回経験しまして、あらためて学ぶべきものの多さを痛感しつつ日々を過ごしています。

高崎市議会での活動状況

高崎市議会においては、市民系・労組系会派である「市民クラブ」に加えていただきました。主として労組出身者で構成される会派であることから、なんの気兼ねなく自治労組織内議員として行政サービス現場での働く環境改善に真正面から取り組むことができます。

また、常任委員会については志願しまして「教育福祉常任委員会」に加わらせていただきました。「教育福祉常任委員会」を希望したのは大きく3つの理由からです。一つ目は、選挙期間中に福祉の充実を有権者に訴えてきたことから、実践して約束を果たしていきたいため。二つ目は、以前から各種福祉の担い手の疲弊に問題意識を持っていたこと。そして最後の三つ目が、高崎市の嘱託職員の2/3が学校と保育所に勤務しているというこ

とが挙げられます。高崎で働く非正規職員、嘱託職員の処遇改善は、組織内議員である私に課せられた責務の一つと考えています。

常任委員会では

高崎市議会の「教育福祉常任委員会」の所管調査項目は下記のとおりで、(6)、(7)を別とすると実質5点あります。

- (1) 社会福祉の充実及び施設の拡充について
- (2) 保健衛生の向上について
- (3) 介護保険の運営について
- (4) 教育の振興について
- (5) 教育施設の整備促進について
- (6) 各支所に係る所管部分について
- (7) その他本委員会の所管する事項について

読んでいただいでわかる通り、所管調査項目はいずれも教育あるいは福祉の充実運営と施設整備促進に係る項目ばかりです。もちろん、いずれも高崎市の教育と福祉の充実に必要な視点であるわけで

すが、私の役割はそこに、『教育あるいは福祉現場の担い手の働く環境』に視点を向け、光を当てていくことにあります。

本稿を執筆時点ではまだ、3回開催されたところですが、毎回しっかりと発言させていただいています。これまでのところ、教育現場、福祉現場の実情から私が把握できているところで課題を取り上げ、常任委員会で発言させていただいている程度です。これからは一歩進めて、常任委員会として踏み込んだ調査・議論ができる課題を提案していこうと考えています。

常任委員会での調査テーマ

特に福祉分野は課題山積という状況で、どこから手をつけていけばよいのか見当もつかない状態です。働く環境改善と並行して考えているところで一つ、緊急性が高い課題として「ひきこもり」に焦点をあてていこうかと考えています。皆さんもご存知の通り「ひきこもり」はたいへん根の深い問題です。「ひきこもり」という言葉を世に知らしめたのは（諸説あると思いますが）、1998年のころとされています。PHP新書から「社会的ひきこもり」という書籍の刊行がきっかけとされています。その後、2004年頃には「ニート」という概念も登場してきましたが、本稿では不登校も含めて汎く「ひきこもり」という文言で進めていくことにします。

さて、「ひきこもり」といったとき、問題点はどこにあるのでしょうか。「ひきこもっている」その状態そのものが問題と考える方も多いでしょう。就労できず収入がないことで問題も多く発生します。7040問題とか8050問題として、国でも問題認識されています。たしかに就労できないという事実は、当事者とその家族

の将来の不安も含めて深刻な問題であると思います。しかしもう一方で、私は大きな問題を孕んでいると考えています。それは、「ひきこもり」に対する差別意識という問題です。

2000年に起きた西鉄バスジャック事件を発端に、その後に起きたいくつもの凄惨な事件について、加害者と「ひきこもり」が紐づけられて報道されるケースが続出しました。今年も5月にやはり痛ましい事件が発生したのは記憶に新しいところです。年間を通じ、そして全体を通じて見てみれば決して多くはない、むしろ稀なケースと言っているはずですが、印象的であるためか世間に与えた影響は大きく、「ひきこもり」と事件を紐づけて認識されてしまうことが非常に多くなっています。

良識ある識者も訴えていますし、今年5月にあった事件に対して厚生労働大臣がコメントしているとおり“安易に結びつけることは厳に慎むべき”であると私も考えていますが、あまりにも世間に根付いてしまったイメージが深刻すぎます。

そのような世間のイメージを背景として「ひきこもり」の問題はますます深刻化し、そしてなにより潜在化が進んでいるのではないかと危惧しています。先にあった教育福祉常任委員会において、高崎市の「ひきこもり」に対する市の認識を問いましたところ、やはり実態の把握が甚だ困難であるという認識を持つことがわかりました。予想はしてはしましたが、あらためてこの問題の難しさを痛感しているところです。

内閣府が2010年2月に実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出な

い」「自室からほとんど出ない」に該当した者（「狭義のひきこもり」）が 23.6 万人、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」（「準ひきこもり」）が 46.0 万人、「狭義のひきこもり」

と「準ひきこもり」を合わせた広義のひきこもりは 69.6 万人と推計されています。

（出典：内閣府「子供・若者白書 H27」

表：ひきこもり群の定義と推計数

	有効回収数に占める割合(%)	全国の推計数(万人)	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	15.3	狭義のひきこもり 23.6 万人(注4)
自室からは出るが、家からは出ない	0.09	3.5	
自室からほとんど出ない	0.12	4.7	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	1.19	準ひきこもり 46.0 万人	
計	1.79	広義のひきこもり 69.6 万人	

(出典) 内閣府 (2010) 「若者の意識に関する調査 (ひきこもりに関する実態調査)」
(注) 1. 15～39歳の5,000人を対象として、3,287人(65.7%)から回答を得た。
2. 上記ひきこもり群に該当する状態となつて6か月以上の者のみを集計。「現在の状態のきっかけ」で統合失調症または身体的な病気と答えた者、自宅で仕事をしていると回答した者、「ふだん自宅にいるときによくしていること」で「家事・育児をする」と回答した者を除く。
3. 全国の推計数は、有効回収数に占める割合に、総務省「人口推計」(2009年)における15～39歳人口3,880万人を乗じたもの。
4. 狭義のひきこもり23.6万人は、厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」における推計値25.5万世帯とほぼ一致する。

この内閣府調査結果を踏まえると、乱暴な推計ではありますが、高崎市の15～39歳人口97,387人(令和元年7月31日現在)にこの有効回収数に占める割合を乗じてみれば、およそ1,700という数字が得られます。高崎市全人口の0.4%という割合になります。この数字が大きいかわいいは別として、「ひきこもり」の高齢化も進んでいるわけで、何も「ひきこもり」=子供・若者、という図式はすでに成り立たなくなっています。この内閣府調査は15～39歳を調査対象としていますが、7040問題、8050問題と呼ばれているように、「ひきこもり」が長期化し、「大人のひきこもり」が増加傾向にあることもまた、近年指摘されています。また、退職をきっかけに「大人のひきこもり」状態になるケースも無視できません。

以上のことから、この推計値を上回る「ひきこもり」当事者が高崎に存する可能性も十分にあるわけです。

現時点では、行政から「ひきこもり」当事者に、あるいはそのご家族に対して主体的に関わっていくことはとても難しいことだと思います。前述の通り、まずその実態を行政が把握することができないからです。また、仮に実態を把握できたとして、「ひきこもり」に対する解決策・相談体制が確立されていない状況で誤った手当を講じる間違いを犯すわけにはいかないでしょう。だからと言って、行政として打ち手が全くないわけではありません。「ひきこもり」の状態に苦しんでおられる当事者、あるいはそのご家族から行政に対してSOSが発せられた時、高崎市としてどのような対応をとることができるかに、行政としての高崎市の真価が問われると考えています。

非常に根深い問題でありますので、一朝一夕に解決策が見出せることはないと思いますが、考え続けていかなければな

らない問題ですし、議会からもしっかりと後押しすることが必要と考えています。

私は、教育福祉常任委員会で「ひきこもり」の問題と課題に光をあて、焦点化を進めていきたいと考えています。

高崎市議会の課題

高崎市議会自体が抱えている問題は先日、外部評価によって的確に示されています。早稲田大学マニフェスト研究所が今年 6 月に発表した議会改革度調査 2018 ランキング(中核市)にて、高崎市議会はついに不名誉な最下位(53 位)となりました。近年は 40 位台を彷徨っていましたが、ついにこの印象です。非常に不名誉なニュースであるはずですが、高崎市議会の受け止めは非常に淡白です。この辺りの反応ぶりは、地域ブランド調査に対する反応と似通った面があるように感じます。「所詮、民間の調査だから」という受け止めでしょうか。調査結果についてはこれから詳しく分析していかねばならないと考えていますが、あくまで個人的な印象ですが、高崎市議会が後退したというより、全国の中核市レベルの議会が軒並み前進している中で、高崎市議会だけが停滞していることの現れではないかと考えています。

議会改革も言うがやすしで、取り組みは困難を伴います。理想論や綺麗事ではどうにもなりません。また、手法・手段によっては経費もかかる面もあります。それでも取って代わらなければならないのは、社会がこれほど変わっていく中で、高崎市議会だけが安穏とかわり映えしないというのはむしろ不自然だということです。同研究会の評価が全てではありませんが、変わりゆく社会の情勢に応じ、要請に応え、議会も常に自らを更新していくことが必要です。そうでなければ、

市民からの信託、そして期待に応えられなくなります。

なにも、議会基本条例をつくって、意見交換会して、討議・反問の仕組みを整えてと、マニュアルどおりの「改革」をすることが正しいとは考えていません。なにしろ、38 人も議員がいれば、考え方も 38 通りです。しかし、自らを省みると、そして自己改革に無関心であれば、それは言うなれば『議会力』の低下につながります。『議会力』の低下はすなわち、議会軽視にもつながってきます。

私も市職員として経験があるのでよく分かりますが、市政サイドとしては『議会力』が高いと、政策・施策の遂行に少々手こずることになります。市政サイドは、できたら議会对応は穏便に済ませたいところでしょう。組織内議員である私がそれでも取って代わらなければならないのは、繰り返しになりますが、自らを更新していく議会でなければ市民の期待と信託に応えることができないと考えるからです。

諸先輩方が果敢に取り組んでなお、突破口の見出せない厳しい状況ではありますが、微力ながらこの問題に取り組むことの大切さを訴え、少しでも市民の期待に近づけるよう努力していきたいと考えています。

今後の活動方針

1 期生で 1 年目の新人議員であるにも関わらず、ありがたいことに日々市民の方々からご相談をいただいています。相談の内容は多種多様で、プライバシーにも関わることで詳しく紹介することはできませんが、本当に勉強させていただいております。

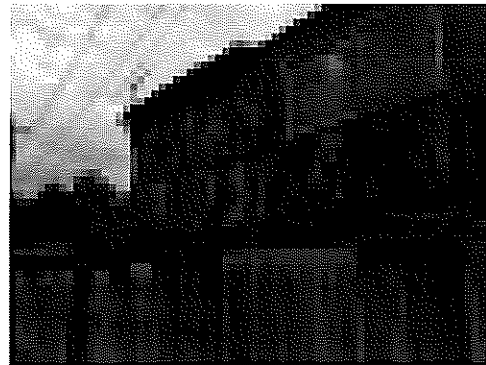
一つ気が付きますのは、問題解決の見通しの立ちやすい案件もあれば、解決困

難な案件もあることです。数々の相談案件の中で、解決が困難でありながら、これから案件がどんどん増えていくだろうと予想できるものがあります。どんな問題か、分かりますか。

それは、「空き家」問題です。「空き家」といっても、「空き家」には大きく2つの種類があります。ひとつは古民家再生だとか、リノベーションだとか、なんだかキラキラしたイメージを絡っている「空き家」です。人口減少に真剣に取り組んでいる自治体などが空き家バンクを設置したり、移住・定住政策と空き家を紐づけたり、中心市街地活性化と空き家を紐づけたりと、いろいろと事例はあるかと思いますが、行政としても主体的に取り組みやすい面がある「空き家」です。資産価値がある、あるいは今はなくても付加価値を期待できる「空き家」たちです。

問題は、そうではない方の「空き家」です。住人が去って永年放置され荒れ果て、朽ち果ててしまった「空き家」たち。そもそも、居住していた段階でさまざまな問題を孕んでいて、その後に「空き家」となったもの。建築基準法、都市計画法などなど、さまざまな法規制に適合しないまま経過してきた「空き家」。これらの「空き家」が地域社会に与える影響はとても大きいものですし、近隣住民の方が感じる心的ストレスも非常に大きいものです（そして、往々にして遺産分割協議のテーブルにも載ってこない）。

ところがこのような「空き家」も当然のことながら民法が規定するところの財産です。朽ち果てて、いつ倒壊してもおかしくない状態のもの。管理されず、シロアリの巣窟となっているもの。草や実生の樹木が繁茂し蚊や鳥獣の発生源となっているもの。なにより、景観を損ない、地域住民の治安を脅かしているもの。これら「空き家」の対策こそがこれから重



要な施策となってくることでしょう。相続の対象とされず、未登記のままの「空き家」は時間が経てば経つほど解決が難しくなってきます。国でも特措法を施行したりと手立てを整えつつありますが、まだ不十分です。「空き家」の解決には、当該物件の所有権に関わる人々だけでなく、場合によっては近隣地域の力も必要となってきます。

これから「空き家」に関する事例を経験していく中で、私も知識と経験を積んで、私なりの解決策を模索してまいりたいと考えています。

以上、雑事も含めて諸々を私の議会活動の近況と当面の課題を紹介させていただき、報告させていただきます。

これからも鋭意、問題・課題の発掘と解決策の模索に励んでまいりたいと思います。引き続き自治労の皆様からのご指導・ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

2019(平成 31)年度当初予算(普通会計)のあらまし

編集部

はじめに

群馬県市町村課のホームページに、市町村普通会計当初予算の概要が公表されました。特徴としては、昨年まで6年連続で増加しましたが、今年度は減少に転じました。歳入歳出総額 8,046 億 6,100 万円で、対前年度当初予算比 1 億 600 万円、0.01%減となりました。35 市町村のうち、前年を上回ったのは 18 市町村、下回ったのは 17 市町村で、前年と同数でした。(骨格予算を編成している桐生市の数値を除く)

当初予算のあらまし

1. 県内市町村の予算のあらまし

歳入では、市町村民税などの市町村税は、前年度比 1.3%増で、約 2,895 億円となりました。地方交付税は、約 918 億円で、前年度比 2.6%減となりました。これは、税収等の増加による減少によるもの。地方債は、約 699 億円で、前年度比 11.0%減となりました。

歳出では、人件費は、約 1,191 億円で、前年度と比べて 0.7%減、このうち、退職手当は 28.8%減となっています。扶助費は、約 1,609 億円で、前年度比 3.5%増となっています。普通建設事業費は、約 1,170 億円で、前年度比 5.9%減となっています。

(歳入歳出の状況(単位:百万円、%)群馬県 HP より)

区分	当初予算額	31 年度	30 年度	増減額	増減率
歳入	市町村民税	289,499	285,755	3,744	1.3
	うち市町村民税(個人)	96,622	94,708	1,914	2.0
	うち市町村民税(法人)	29,209	30,329	-1,120	-3.7
	うち固定資産税	130,367	127,401	2,966	2.3
	地方交付税	91,816	95,680	-3,864	-4.0
	地方債	69,951	78,617	-8,666	-11.0
	うち臨時財政対策債	21,764	25,628	-3,864	-15.1
	その他	353,395	344,715	8,680	2.5
	合計	804,661	804,767	-106	-0.01
歳出	人件費	119,122	119,918	-796	-0.7
	扶助費	160,946	155,480	5,466	3.5
	公債費	74,623	75,604	-981	-1.3
	繰出金	63,857	63,490	367	0.6
	普通建設事業費	117,049	124,331	-7,282	-5.9
	うち補助事業	48,344	58,546	-10,202	-17.4
	うち国直轄事業負担金	181	51	130	254.9
	うち単独事業	68,524	65,734	2,790	4.2
	災害復旧事業費	4	3	1	33.3
	その他	269,060	265,941	3,119	1.2
	合計	804,661	804,767	-106	-0.01

2. 自治体ごとの予算規模

(1) 前年を上回った市町村

前橋市、太田市、館林市、渋川市、
みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、
神流町、下仁田町、甘楽町、長野原町、
高山村、東吾妻町、川場村、昭和村、
玉村町、千代田町

(2) 前年を下回った市町村

高崎市、伊勢崎市、藤岡市、富岡市、
安中市、南牧村、中之条町、嬭恋村、
草津町、片品村、みなかみ町、板倉町、
明和村、大泉町、邑楽町

(3) 減少率・額の大きな市町村

①減少率の大きな市町村（単位：％）

順位	市町村名	減少率	主な理由
1	板倉町	-15.7	役場庁舎建設事業の完了
2	片品村	-14.6	片品中学校建設事業の完了
3	嬭恋村	-11.4	小学校統合事業、観音堂周辺整備事業の減
4	明和村	-8.5	基金積立金、土地開発公社の貸付金の減
5	富岡市	-6.2	基金積立金、富岡製糸場西置繭所整備活用事業の減

②減少額の大きな市町村（単位：百万円）

順位	市町村名	減少額	主な理由
1	富岡市	-1,484	基金積立金、富岡製糸場西置繭所整備活用事業の減
2	沼田市	-1,452	庁舎等複合施設整備事業の減
3	伊勢崎市	-1,234	最終処分場整備事業、宮郷公民館整備事業の減
4	板倉町	-1,028	役場庁舎建設事業の完了
5	安中市	-893	ごみ処理施設基幹的設備改良事業の完了

(4) 増加率・額の大きな市町村

①増加率の大きな市町村（単位：％）

順位	市町村名	増加率	主な理由
1	神流町	36.5	特定優良賃貸住宅整備事業、林業木材産業成長産業化促進対策事業
2	長野原町	10.1	八ッ場ダム関連周辺整備事業
3	高山村	10.0	観光交流館整備事業、テレビ受信対策整備事業
4	下仁田町	9.8	基金積立金、旧下仁田西中学校解体事業
5	吉岡町	9.8	駒寄小学校体育館改築事業、駒寄スマート IC 大型化事業

②増加額の大きな市町村（単位：百万円）

順位	市町村名	増加額	主な理由
1	渋川市	2,358	市民会館施設設備改修事業、学校給食共同調理場整備事業
2	長野原町	1,420	八ッ場ダム関連周辺整備事業
3	みどり市	1,169	阿左美駅舎移設負担金、都市公園等整備事業
4	神流町	977	特定優良賃貸住宅整備事業、林業木材産業成長産業化促進対策事業
5	吉岡町	715	駒寄小学校体育館改築事業、駒寄スマート IC 大型化事業

3. 積立金残高

取崩額が積立額を上回わり、前年度末

の残高から約 363 億円、19.1%減少し、約 1,538 億円となる見込み。

(見込み額 単位：百万円、%)

区分	31 年度末残高	30 年度末残高	増減額	増減率
積立金計	153,775	190,114	-36,339	-19.1
財政調整基金	81,882	108,027	-26,145	-24.2
減債基金	10,416	14,261	-3,845	-27.0
その他特定目的基金	61,477	67,826	-6,349	-9.4

まとめ

歳入歳出総額では、平成 30 年度までは、平成 24 年の伸び率 1.2%減以来、6 年連続で前年を上回りましたが、平成 31 年度は、-0.01%の減。国の地方財政計画の規模 3.1%増を下回る水準。

歳入の、市町村税は、2,894 億 9,900 万円で、前年度比 1.3%増を見込んでいます。(国の地方財政計画は 2.1%増)

このうち、市町村民税は、個人分は給与所得の増加等により 2.0%増、法人分は企業の経常利益の減益が見込まれること等により 3.7%減を見込んでいます。

また、固定資産税は、新增築家屋の増加等により 2.3%増を見込んでいます。

さらに、軽自動車税は、新税率が適用となる車両の増加などにより 4.8%増(+2 億 4,900 万円)を見込んでいます。

地方交付税は、918 億 1,600 万円で、前年度比 4.0%減を見込んでいます。(国の地方財政計画は 1.1%増)これは、税収などの増加による減少や合併算定替の段階的縮減に伴う減少によるものです。

なお、地方交付税と臨時財政対策債を合計した実質的な地方交付税額は、1,135 億 8,000 万円で、前年度比 6.4%減となっています。

地方債は、699 億 5,100 万円で、前年度比 11.0%減を見込んでいます。(国の地方財政計画は 2.3%増)これは、普通建設事業費の減に伴う建設充当事業債の減

及び地方財政計画を反映した臨時財政対策債の減を見込んでいることによるものです。

歳出の、人件費は、1,191 億 2,200 万円で、前年度比 0.7%減となっています。このうち、退職手当は、定年退職予定者の減により 28.8%減となっています。

扶助費は、1,609 億 4,600 万円で、子どものための教育・保育給付費や介護給付費・訓練等給付費などの増により、前年度比 3.5%増となっています。

公債費は、746 億 2,300 万円で、前年度比 1.3%減となっています。

普通建設事業費は、1,170 億 4,900 万円で、前年度比 5.9%減となっています。このうち、補助事業費が 17.4%減となっている一方で、単独事業費は 4.2%増となっています。

市町村別当初予算比較（単位：百万円、％）

団体名	平成 31 年度	平成 30 年度	増減額	増減率
前橋市	143,981	143,333	648	0.5
高崎市	168,191	168,856	-665	-0.4
伊勢崎市	76,141	77,375	-1,234	-1.6
太田市	79,183	78,730	453	0.6
沼田市	24,554	26,006	-1,452	-5.6
館林市	28,415	28,125	290	1.0
渋川市	37,553	35,195	2,358	6.7
藤岡市	26,040	26,343	-303	-1.2
富岡市	22,326	23,810	-1,484	-6.2
安中市	24,431	25,324	-893	-3.5
みどり市	20,789	19,620	1,169	6.0
榛東村	5,730	5,712	18	0.3
吉岡町	8,034	7,319	715	9.8
上野村	3,210	3,077	133	4.3
神流町	3,651	2,674	977	36.5
下仁田町	5,278	4,806	472	9.8
南牧村	1,930	1,990	-60	-3.0
甘楽町	5,282	4,846	436	9.0
中之条町	10,130	10,288	-158	-1.5
長野原町	15,438	14,018	1,420	10.1
嬭恋村	6,769	7,642	-873	-11.4
草津町	4,513	4,615	-102	-2.2
高山村	3,252	2,956	296	10.0
東吾妻町	8,295	8,228	67	0.8
片品村	3,529	4,132	-603	-14.6
川場村	3,076	2,879	197	6.8
昭和村	3,986	3,883	103	2.7
みなかみ町	13,680	13,860	-180	-1.3
玉村町	10,945	10,895	50	0.5
板倉町	5,517	6,545	-1,028	-15.7
明和町	5,510	6,019	-509	-8.5
千代田町	4,535	4,477	58	1.3
大泉町	12,578	12,732	-154	-1.2
邑楽町	8,189	8,457	-268	-3.2
市計(骨格除く)	651,604	652,717	-1,113	-0.2
町村計	153,057	152,050	1,007	0.7
※骨格を除く合計	804,661	804,767	-106	-0.01

(一財) 群馬県地方自治研究センター入手資料

(2019年2月20日～2019年6月24日)

受付日	資料名	発行元	発行日	内容① (敬称を略します)	内容② (敬称を略します)	内容③ (敬称を略します)
2/20	とちぎ地方自治と住民 Vol.551	(一社)栃木県地方 自治研究センター	2019年 2月	九子警報器労働組合・女性組 合員のものがたり：労働ジャー ナリスト・渋谷龍一	地方交付税制度の沿革と理念： (公財) 地方自治総合研究所研 究員・飛田博史	地域医療を考えるシンポジウ ム
2/20	徳島自治 第111号	(公社)徳島地方自治 研究所	2019年 1月	地域防災とまちづくり：国立 研究開発法人防災科学技術研 究所各員研究員・佐藤陸雄	地方議会議員のなり手不足問 題を考える：四国大学経営情 報学部学部長・本田利広	生命の水、公共サービスを歴 史から考える：全水道四国地 方本部書記長・古野素甲
2/25	埼玉自治研 No.52	(公財)埼玉県地方 自治研究センター	2019年 1月	埼玉県内市町村子育て支援・ 保育事業に関する調査 最終 報告書		
2/25	自治研ちば Vol.28	(一社)千葉県地方 自治研究センター	2019年 2月	公共施設・インフラの老朽化 と地方財政：明治大学公共政 策大学院教授・兼村高文	ともに暮らせる地域の枠組み づくり：島根県立大学名誉教 授・井上定彦	地域づくりフィールドワーク・ 市原市南部地域から考える： 千葉県地方自治研究センター 理事・赤萩渉
2/26	50分でわかる！立憲民主	有田芳生	2019年 1/30			
2/26	未来の図書館、はじめます	岡本真	2018年 11/20			
3/1	市政研究 第202号	大阪市政調査会	2019年 1/31	特集・都市のリスク：兵庫県 立大学教授・室崎益輝ほか	法定協議会をめぐる最近の動 向：大阪市議会議員・川崎広 徳	大阪市における地域活動協議 会の現在：名古屋市立大学准 教授・三浦哲司
3/1	自治総研 第484号	(公財)地方自治総合 研究所	2019年 2月	森林環境譲与税の譲与基準の 試算及びその検討について： 徳山学院大准教授・学吉弘憲 介	大阪府松原市公園使用不許可 事件：早稲田大学大学院教授、 人見剛	2019年度地方財政計画につい て：(公財) 地方自治総合研 究所研究員・飛田博史
3/1	信州自治研 Mo.325	長野県地方自治研究 センター	2019年 3月	2019年度政府予算と地方財政 計画：(公財) 地方自治総合研 究所研究員・其田茂樹	地方創生への一考察：大正大 学・占平浩	
3/1	自治研かながわ月報 239号	(公社)神奈川県地方 自治研究センター	2019年 2月	世論調査から見た 2018年政 治動向：(公社) 神奈川県地方 自治研究センター研究講師・ 藤島行正	神奈川県内の「ふるさと納税」： (公社) 神奈川県地方自治研 究センター研究員・谷本有美子	
3/4	北海道自治研究 601号	(公社)北海道地方 自治研究所	2019年 2月	地域包括ケアシステムに向け て：砂川市立病院センター長・ 内海久美子	2019年度政府予算と地方財政 計画：(公財) 地方自治総合研 究所研究員・其田茂樹	2018 議会研究合同フォーラム in 北海道
3/4	自治研ふくい 66号	福井県地方自治研究 センター	2019年 2月	特集・被災体験を聞く	新職場探訪・福井県動物管理 指導センター	報告・次世代リーダー研修ツ アー in しふ川
3/6	月刊自治研 713号	自治研中央推進委員会	2019年 3月	特集・選挙と民意を結びつけ るために	記録・土佐自治研分科会	
3/7	地方自治京都フォーラム 134号	NPO 京都地方自治 総合研究所	2019年 3月	小さなまちのメリットを活用 して、活気ある装置に：笠置 町長・西村真夫ほか	大学と地域の連携交流：同志 社大学教授・新川達郎	防災広報における啓発と問題 提起：城南大学講師・増田知 世
3/18	自治研ぎふ	岐阜県地方自治研究 センター	2019年 2/25	ブラック校則：弁護士・河合 良房	地方自治の本旨と二つの基本 条例：岐阜大学准教授・三谷 晋	
3/18	あしたへ 健康と医療の セーフティネット	(公社)新潟県自治 研究センター	2019年 3月	勤労者の健康・医療の現実と 将来へのステップに関する調 査・研究報告		

受付日	資料名	発行元	発行日	内容① (敬称を略します)	内容② (敬称を略します)	内容③ (敬称を略します)
3/22	自治権いばらき 132号	(公社)茨城県地方自治研究センター	2019年3月	子どもの貧困 私たちにできること：法政大学教授・海浅誠	茨城県内こども食堂実態調査報告書	
3/22	ながさき自治研 No.74	長崎県地方自治研究センター	2019年3月	全国自治研参加報告	辺野古埋め立て座り込み参加者の報告	
3/22	自治研おかやま No.12	自治研究センターおかやま	2019年3月	人口減少時代の地方自治・財政を考える：(公財)地方自治総合研究所・飛田博史	岡山に夜間中学をつくる会活動の軌跡：つくる会代表理事・城之内剛仁	
3/26	とちぎ地方自治と住民 Vol.552	(一社)栃木県地方自治研究センター	2019年4月	特別座談 現代財政を考える	丸子警報器労働組合女性組合員ものがたり：労働ジャーナリスト・渋谷龍一	民主主義を脅かすもの：弁護士・鈴木俊美
3/29	北海道自治研究 602号	(公社)北海道地方自治研究所	2019年3月	自民党の改憲条文素案の問題性：富田工業大学大学院准教授・清木愛紗	北海道の再生エネルギー資源を活用したエネルギービジョンとその推進：北海道 GF 理事長・鈴木亨	
3/29	自治研 C 通信 No.6	奈良県地方自治研究センター	2019年3月	2019 地方自治セミナーに参加		
3/29	埼玉自治研 No.53	(公財)埼玉県地方自治研究センター	2019年3月	会計年度任用職員の労働条件を現在以上に：自治労本部・梶田順	2019 年度地方財政計画と自治体財政：(公財)地方自治総合研究所・菅原敏夫	
4/1	第 32 回地方自治研究広島県集會	広島地方自治研究センター	2018年5/26-27	レポート集		
4/1	自治研ひろしま	広島地方自治研究センター	2019年3月	第 32 回地方自治研究広島県集會報告集		
4/5	とうきょうの自治 NO.112	(公社)東京自治研究センター	2019年4月	2019 年度国家予算案：専修大学名誉教授・町田俊彦	外国ルーツの子どもたちの「支援」策：国士館大学教授・鈴木江理子	2019 年度特別区予算をめぐって：東京自治研センター事務局長・佐藤義彦
4/5	信州自治研 No.326	長野県地方自治研究センター	2019年4月	種子法廃止から県民が誇れる条例制定に向けて：ソーシキルライター・吉田百助	連合長野の政策活動：連合長野政策委員長・村山智彦	
4/6	新潟自治 Vol.79	(公社)新潟県地方自治研究センター	2019年4月	県内自治体の 2019 年度予算をみる		
4/23	とちぎ地方自治と住民 Vol.553	(一社)栃木県地方自治研究センター	2019年4月	特別座談 現代行政を考える：大和大学教授・沼田良ほか	シリーズ 地方交付税制度：(公財)地方自治総合研究所研究員・飛田博史	
4/23	自治総研 第 486 号	(公財)地方自治総合研究所	2019年4月	国税森林環境税：神奈川大学教授・青木宗明	地域公共交通サービスの維持と高齢者の健康：山梨大学大学院教授・平井寛	原発災害避難者の実態調査：地方自治総合研究所主任研究員・今井照
4/25	地方自治ふくおか 第 68 号	福岡県地方自治研究所	2019年1月	特集 竹の適正管理と活用に関する研究		
4/25	八王子市史編纂事業の成果と課題	八王子自治研究センター	2018年10/20	報告集		
4/26	自治総研 第 485 号	(公財)地方自治総合研究所	2019年3月	平成合併後の小規模自治体の人口変化と財政：熊本県立大学教授・小泉和重	所有者不明と地の利用の円滑化等に関する特別措置法：大東文化大学教授・森稔樹	
4/26	自治研かごしま No.121	鹿児島県地方自治研究所	2019年4月	特集 子ども食堂の役割		
4/26	みやぎき研究所だより No.95	宮崎県地方自治問題研究所	2019年4月	現場の知恵と自由な発想で始めよう：自治労本部・徳永佳紀	五ヶ瀬町職員の活動について：自治研部・宮田祐輔	

受付日	資料名	発行元	発行日	内容① (敬称を略します)	内容② (敬称を略します)	内容③ (敬称を略します)
4/26	北海道自治研究 603号	北海道地方自治研究所	2019年 4月	廃棄物処理：酪農学園大学教授押谷一	生産空間を支える社会資本整備に関する一考察：平岡洋孝	2017年度市町村決算の概要
5/10	かながわ自治研月報 No.176	神奈川県地方自治研究センター	2019年 4月	熊本地震・大阪地震から学ぶこと：神奈川大学教授・佐藤孝治	女性のための防災対策：聖路加国際大学准教授・五十嵐ゆかり	
5/13	信州自治研 No.327	長野県地方自治研究センター	2019年 5月	人権センター長野の活動から：事務局長・高橋典男	地方交付税制度の現状と課題：地方自治総合研究所研究員・飛田博史	市町村 2017年度決算状況調べ
5/16	朝鮮半島と日本に非核・平和の確立を	市民連帯行動実行委員会	2019年 5/3			
5/23	とちぎ地方自治と住民 Vol.554	(一社)栃木県地方自治研究センター	2019年 5月	特別座談 現代行政を考える：大和大学教授・沼田良ほか	シリーズ 地方交付税制度：(公財)地方自治総合研究所研究員・飛田博史	
5/24	自治研とやま No.108	富山県地方自治研究センター	2019年 4月	消滅可能都市を超えて	2019年度地方財政計画について：地方自治総合研究所研究員・飛田博史	
5/27	北海道自治研究 604号	北海道地方自治研究所	2019年 5月	苫小牧市における利臨時・非常勤等職員の実状と取り組み：北海道学園大学教授・川村雅則	地域おこし協力隊の特徴と課題	
5/27	自治総研 第487号	(公財)地方自治総合研究所	2019年 5月	国税森林環境税：地方自治総合研究所研究員・飛田博史	鉄道の特長的運営を導く：湖北短期大学准教授・大塚良治	縮減社会の合意形成
6/3	自治研なら 124号	奈良県地方自治研究センター	2019年 5月	特集 居場所		
6/3	市政研究 第203号	大阪市政調査会	2019年 春	特集 地域社会の新たな動き		
6/7	信州自治研 No.328	長野県地方自治研究センター	2019年 6月	地元産果実を使ったクラフトビールで地方創生：須坂市・山岸和幸	農業委員会を考える：長野市の内推進利用推進委員・酒井昌之	人口減少社会におけるローカルガバナンス：長野県立大学教授・薬山秀夫
6/7	月刊自治研 717号	自治研中央推進委員会	2019年 6月	特集 プラスチック汚染から海を救うために		
6/10	地方財政レポート 2018	地方自治総合研究所	2019年 5月	経済・財政・社会保障のこれまでとこれから		
6/10	地方自治関連立法動向 第6集	地方自治総合研究所	2019年 5月			
6/17	地方自治京都フォーラム Vol.135	京都地方自治総合研究所	2019年 夏	2019年度地方財政の動向：龍谷大学教授・只友景士	地方交付税制度の問題点とあり方の検証：地方自治総合研究所研究員・飛田博史	神山村視察報告
6/18	人口減少・超高齢化社会における議会の在り方	第37年次自治研作業委員会	2019年 4月			
6/17	第五の被爆者2	全国被爆者二世団体連絡協議会他	2019年 2/16			
6/24	自治研ちば Vol.29	千葉県地方自治研究センター	2019年 6月	災害列島の中の高齢者と防災：佐賀大学名誉教授・北川慶子	地域課題の輪は持続可能な福祉社会づくり：島根県立大学名誉教授・井上定彦	松戸市教職後援会クラブについて：松戸市議会議員・二階堂剛
6/24	自治総研 第488号	(公財)地方自治総合研究所	2019年 6月	公共政策における自治体の責任：藤沢市政策研究員・杉浦武	二年を経過した空家法実施の定点観測：上智大学教授・北村喜宣	縮減社会の合意形成